

脚立を利用した作業等における労働災害について

東京労働局労働基準部安全課

脚立につきましては、業種を問わず、多くの事業場で身近に使用されている用具であり、ご家庭でもお持ちの用具です。

そのため、一度も利用したことがないという方は、ほとんどおられないと思われると思います。

しかし、この脚立を用いた作業において、多くの重篤（休業1か月以上）な労働災害が発生しているのをご存知でしょうか。

東京労働局では、「第12次東京労働局労働災害防止計画（平成25年度を初年度とする5か年計画）」において、行動災害（転倒、墜落・転落、腰痛）防止を重点施策の一つとしており、その一環として「脚立等の適切な使用」を掲げているところです。

これらを踏まえ、東京労働局・各労働基準監督署は、休業4日以上脚立が直接関係する墜落・転落による労働災害が発生した事業場のご協力をいただき、別添1の「脚立における墜落・転落災害調査票」にて、平成24年1月以降に発生した災害について、別添2のとおり災害の原因についてのデータを収集しとりまとめました。

概要につきましては、別添3のとおりです。

また、典型的な災害事例を別添4としてのせておきますので、参考にしてください。

なお、具体的な脚立の正しい利用方法につきましては、販売時に添付されている説明書等を参考としていただくことも重要です。

あわせて、脚立を利用した作業の労働災害防止のためのリーフレットを作成しましたので、災害の原因のデータ、概要及び災害事例とともに、事業場での安全教育等にご活用ください。

本件についての問い合わせ先

東京労働局労働基準部安全課

千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎

電話 03-3512-1615